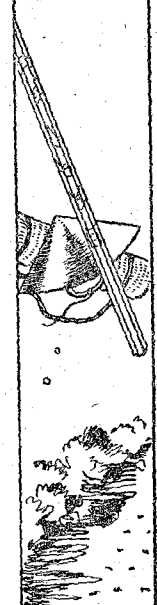


史料



歴史的に見たる高知縣の道路 (二)

瀧口利太郎

田邊縣令の四國新道開鑿

明治十六年三月七日田邊良顯氏縣令となるや、縣下交通運輸の便を開き殖産興業の發達を期するが爲めには大いに道路開鑿の必要なるを認め、先づ徳島縣令酒井明、愛媛縣令關新平兩氏と合議の上國庫の補助を仰ぎ四國聯合の車道開鑿の計畫を樹立し、愛媛縣川之江より爪生野高知伊野を經へ須崎に達するもの及び仁淀川に沿ひ愛媛縣久萬町を經

て松山に達するもの五十餘里の道路開鑿費概算工費金五十萬圓、一里當り金一萬圓とし其の内金二十七萬圓は國庫の補助を仰ぎ、殘額金二十七萬圓の三分の二金十八萬圓は高知縣に、三分の一金九萬圓を愛媛縣の負擔とし、茲に大體の開鑿計畫が立てられたのである。

これより明治十七年六月二十八日付を以て愛媛縣令連署の上、時の内務卿山縣有朋氏に國庫補助下渡の稟請をなし

たるも、同年七月十二日付を以て工事目論見書並に費用支出の方法及工事年期等を確定の上再稟請すべしとの達しあり、之れが書類完備の爲め多數の係員をして實査せしむる一方、田邊内務四等技師の派遣を求め、高知、愛媛、徳島三縣下の新道路線及浦戸港浚渫工事の方法等を確定して經費の概算を樹て、其の總額は金八十四萬四千四十三圓九十四錢八厘となり、其の内高知、愛媛兩縣に屬する工費合計金六十八萬四千七百餘圓は兩縣下の地方税に求め、其の一部は縣内有志者の寄附金に俟ち、他の一部金十二萬八千二百圓を國庫の補助を仰ぐこととし、尙徳島縣に屬する工費金十八萬九千三百九十三圓九十五錢は縣の財政其の他に於て當時愛媛高知の兩縣とは全く其の趣を異にせるものあるを以て、其の三分の一即ち金六萬三千百餘圓は之を道路線の通過地たる三好郡（徳島縣西北端）内の町村費及有志者の義捐金其の他地方税等に負擔せしめ、其の三分の二即ち金十二萬六千二百六十二圓餘は特に徳島縣のみへ補助を仰ぐこととし、此の兩者の補助要求關係書類完備の上、酒井

徳島縣令及愛媛高知の三縣令連署の上、明治十八年七月二十日付を以て山縣内務郷に補助確定方の稟請に及んだ。之れに對し同年九月八日付を以て浦戸港浚渫費を除き縣會議の上は道路開鑿費の三分の一に當る金額を十八年以降五ヶ年に割當補助する旨の指令があつた。この指令によれば浦戸港浚渫費に對する補助は削除せられたが、當時縣當局に於ては道路開鑿費並に浦戸港浚渫費として十餘萬圓の寄附申請に對し、既に許可を與へて居つたばかりでなく、當初より浦戸港の浚渫[※]工事は道路開鑿附帶工事として取扱ひ來れる關係上、之れを拋棄するに忍びず、明治十八年十月二十八日付高知縣小書記官内田爲喧より浦戸港浚渫費のみに對する補助再稟請に及び之れに對し同年十一月四日付内務郷より書面の趣は縣會議決議の上尙可申出事との指令ありしを以て茲に道路開鑿費並に浦戸港浚渫費支出に關し、縣會の協贊を得ることの必要に迫り、臨時縣會を開會すべく同年十一月二十日より七日間と會期を定め、同月七日二十七縣會議員に招集狀を發した。

臨時縣會の經過

(1) 開會——明治十八年十一月廿日——金曜日

議員全數二十七名にして其の選出郡別氏名は次の通りであつた。

安藝郡 畠中猛治、弘田正郎、川島和聲

香美郡 中山秀雄(議長)、近森宗明、下田忠輔、徳弘正

著

長岡郡 武市安哉、佐竹豊榮、澤本楠彌

土佐郡 西村昌藏、甲藤定政、西山志澄、坂本直寛

吾川郡 島田紘(副議長)、吉良順吉、細川義昌

高岡郡 片岡正雄、戸梶園次、堀内安靖、都築正淳、片

岡實登

幡多郡 沖良一、野村信義、弘田深麿、小野道一、弘田

仲秋

答辯委員二名 一等屬日比重明

御用係千種 基

議員中缺席者 小野道一、片岡正雄、徳弘正著

史料

(2) 田邊縣令の施政演説

午前十一時五分開會、號鐘に應じ議長議員書記及議事係官吏着席の後、田邊縣令は地方税課中村七等屬の先導にて臨場した。そして其の演説の要旨は次の如くである。

今般諸君を臨時に招集したるに諸君は招集に應じて一同茲に參會せり。此れ良顯の満足する所なり。抑も今般諸君を招集したる要旨は豫てより諸君の知らるゝ新道開鑿並浦戸港内浚渫の工事を起さんが爲めにして、其の趣旨は曩に委員局より達したる報告書と今般示したる議案の説明書等によつて諸君の既に知悉せる所なりと信ずれば此に之れを贅せず、而して右の工事たるや其の關係する所ひとり本縣のみに止まらずして愛媛徳島の兩縣下に連帶するの一大工事なれば諸君は十分の注意を要し、本縣人民の希望に違はず審議討究、善良の結果を得ん事を望む。

次に議長中山秀雄氏左の答辭を述べ

「御演説の趣謹んで承す」

右終つて一同立禮號鐘に應じて退場す。時に午前十一時

二十分にして當日の傍聴者は凡そ百人であつた。

(3) 議案提示と議員の質問

第二日、十一月二十一日土曜日午前十時十分一同着席するや、中山議長開會を宣し、今般臨時縣會を開くに付下附せられたる議案の第一次會を開くべし、質議を要する點あらば之を爲すべしとて書記をして左の議案を朗讀せしむ。

自明治十八年度 地方稅土木費中 新道開鑿費支出
至明治廿四年度 浦戶港浚深

豫算議案

一金四拾四萬九千六百拾圓 土木費中 新道開鑿費
浦戶港浚深

内

金四拾萬六千七百拾圓 新道開鑿費

金四萬貳千四百五拾圓 浦戶港浚深費

此譯

金貳拾九萬九千四百四拾圓 地方稅

金拾四萬九千七百貳拾圓 國庫ニ請求ノ分

説明

本縣下土木事業たる道路の修築港灣の改修を要するもの

枚擧するに遑あらず、其の最も急要なるものは東西に一大路線を開くと、浦戶港を浚深すること是なり。而るに浦戶港の浚深は隣縣に關係なしと雖も新道開鑿に至つては愛媛徳島兩縣下に聯絡を要するを以て、之れを兩縣に商議し其の線路を確定し、俱に與に該土功を起し以て一般の公益を圖らんとす、是即ち本案を發するの要旨なり。

今茲に其の工事の計畫を略言すれば新道線は土佐郡高知に起り、一面は吾川郡伊野村、日下村等を経て高岡郡佐川町に至り、左折して須崎港に達すると、右折して越知町野老山を経て吾川郡大崎村に涉り、仁淀川の左岸に沿ひ土豫の國境を越へ愛媛縣上浮穴郡久萬町を通り、溫泉郡松山に至り三津ヶ濱に達するもの、一面は土佐郡比島村、一宮村及長岡郡領石、大杉等の諸村を経て大久保村（現在西豐永村）より土阿の國境を越へ徳島縣三好郡下名村（現三名村）通り池田村に出で阿讃の國境を越へ多度津港及丸龜港に達するものとす。其の路面の勾配は一間に付三寸以下、道幅は四間の目的なり。

浦戸港は港口の右岸に丁字形の粗菜堤三個左岸に丁字形の粗菜堤二個を築き、而して港内に沈溺せる砂礫を浚渫し他日填塞の患を防ぎ以て船舶をして出入に便ならしめんとす。其の工費は本縣に屬するもの道路の延長三十七里廿六丁二十間にして、此の工費金四拾萬六千七百拾圓、浦戸港浚渫費金四萬貳千四百五拾圓を合せ總額金四拾四萬九千六百拾圓とす。今之れを盡く人民に負擔せしめんか、或は其の堪へざらんことを恐る、故に其の三分の一金拾四萬九千七百貳拾圓は政府の補助を仰ぎ其の三分の二金貳拾九萬九千四百四拾圓は之れを地方税に要る目的なるも、該土功規模の大なると費額の多きとを以て七ヶ年間繼續の事業となし、本年度より向七ヶ年度に割合即ち本業の支出を要せんとす。然るも尙地方税の賦課額をして輕減ならしめんが爲め有志の義捐金を募集せしに既に現今其の募集に應じたる金貳萬貳千參百五拾四圓九拾錢七厘の多きに至れり。而るに義捐金收納の順序は五ヶ年に割合、毎年十二月中之れを實收する約束なるを以て、本年度に於ては未だ實際收入し

得ざるが故に、本年度地方税の支出は金四萬七千六百拾圓六拾貳錢壹厘を要すべしと雖も、十九年度以降其の支出額の半額は右義捐金を以て之に充て、其の半額即ち金貳萬九百餘圓を實際徵收する目的なりとす。本案豫算金は繼續事業に要すべき工費なるを以て毎年度精算の上過剩金あるときは別途の繰越金となし、翌々年度の支出金に合算支辨するものとす。

以上議案の内容につき説明終るや質問に入り、第二日、第三日、第四日は質問に終つた。(未完)

